

## 糸田町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新エネルギーの利活用を推進することにより地球温暖化を防止し、持続可能な循環型社会を構築するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内において糸田町住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、糸田町補助金交付規則（平成18年糸田町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象システム)

第2条 補助金の交付対象となるシステムは、低圧配電線と逆潮流有りで連系する住宅の屋根等への設置に適した未使用の太陽電池による発電設備であって、かつ次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際規格で規定するもの）の合計値（kw表示とし、小数点以下第3位以下は切り捨てる。以下「システムの最大出力値」という。）が10kw未満のもの
- (2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を締結できるもの

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内において、自ら居住し、若しくは居住することとしている住宅（店舗等併用住宅を含み、賃貸住宅は除く。以下同じ。）にシステムを設置した個人又はあらかじめシステムが設置された住宅を自ら居住する目的で購入した個人で、かつ次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) システム設置に伴う電力会社との余剰電力の受給契約の締結から1年以内であること。
- (2) 申請時点において、町税及び使用料等の滞納がないこと。
- (3) 同一の住宅又は同一の世帯において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1kwあたり20,000円に、システムの最大出力値を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、80,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) システムの設置に要する費用の内訳が記載されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し
- (2) システムの設置に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約を証する書類の写し
- (4) システムの設置状況を確認することができる写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるものとし、枚数が確認できない場合は図面を添付すること。)
- (5) 町税及び使用料等を滞納していないことを証明する書類
- (6) 住民票
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助の決定)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により通知を受けた補助金交付決定者は、申請日の属する年度の3月末日までに、補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第8条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(協力)

第 10 条 町長は、この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けてシステムを設置した者に対し、必要に応じてシステムの使用状況に関するデータの提供等の協力を求めることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 条に規定する補助金の返還については、失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。